

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-K2-0003	情報保全業務の効率化に係る調査研究 役務（その2）	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和10年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（総合評価落札方式、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和8年4月20日(月)（10:45）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 上記(3)の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和8年3月26日（木）12:00までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	1～2人	3
	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 入札に関する条件 仕様書2.2.4 a)～d)に定める本業務の実施体制並びに仕様書8.2 a)～c)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること（提出期限：令和8年 3月 30日（月） 12:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。
- (4) この一般競争（総合評価落札方式）に参加を希望するものは、応札資料作成要領に定める提出物を 令和8年 4月 3日（金） 12:00 までに提出しなければならない。
- (5) 契約締結日までに令和8年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する

暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。

- (6) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp>)を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年4月16日(木)までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (7) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (8) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 中島 電話 03-3268-3111 内線20824

仕様書			
件 名	情報保全業務の効率化に係る 調査研究役務（その2）	作成年月日	令和8年1月29日
		仕様書番号	
		防衛政策局調査課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、「情報保全業務の効率化に係る調査研究役務（その2）」を実施するに当たり、その実施要領を次のとおり定めるものである。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を適用するものとする。

なお、引用文書の定める事項がこの仕様書の内容と異なる場合は、この仕様書の内容を優先する。

a) 引用文書

- 1) 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）
- 2) 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（令和7年5月27日デジタル社会推進会議幹事会決定）（以下「標準ガイドライン」という。）
- 3) 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）
- 4) 「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」（令和7年5月27日デジタル社会推進会議幹事会決定）
- 5) 「防衛省デジタル・ガバメント推進計画」（平成30年6月29日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）
- 6) 「国等による環境物品等の調達に関する法律」（平成12年法律第100号）
- 7) 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和8年2月3日変更閣議決定）
- 8) 「情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について」（防装庁（事）第3号。31. 1. 9）
- 9) 「情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について」（装プ武第188号。31. 1. 9）
- 10) 「リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について」（防整

サ第14550号。令和5年7月3日)

- 11) 「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）」（防装庁（事）第137号。4. 3. 31）（以下「情報セキュリティ通達」という。）
- 12) 「IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）」（装管調第807号。令和3年1月21日）
- 13) 「IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応に関する事務処理要領について（通知）」（装管調第808号。令和3年1月21日）

1.3 一般事項

一般事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、本役務の履行に当たり、この仕様書の各要素を満足させなければならない。
- b) 契約の相手方は、本役務の履行に係る官側との連絡調整及び契約の相手方が行う業務全般を統括する者を定め、官側に通知するものとする。
- c) 契約の相手方は、本役務の履行に当たり、第三者を従事させる必要がある場合には、あらかじめ、当該第三者の事業者名等を届け出た上で、官側の承認を得るものとし、当該者に契約の相手方と同様の保全の約定をさせること。
- d) 契約の相手方は、貸与された資料等がある場合、その取扱いなどに関し、官側の指定する条件を遵守し、業務の完了後直ちに返却するものとする。
- e) 契約の相手方は、会社で利用するパソコン等については、ウイルス対策ソフトのウイルス定義体を最新に維持したものを使用することとし、ファイル交換ソフト（インターネットを通じてファイルを不特定多数と共有することを目的としたソフトウェア等）をインストールしていないこと。さらに、役員等が個人で所有しているパソコン等を使用してはならない。第三者を従事させる場合も同様とする。

なお、会社で利用するパソコン等には、本役務に利用するパソコン等、及び本役務の実施に利用しないパソコン等の双方を含む。

また、本役務の実施に利用するパソコン等については、その機種等を事前に官側へ届け出た上で、官側の了解を得るものとする。

- f) パソコン等へ保存する業務関係書類のデータについては、その内容について、あらかじめ官側の了解を得るものとする。なお、業務関係書類とは、契約の相手方が本役務に基づき作成する全ての書類とする。

2 役務に関する要求

2.1 役務の目的

本調査研究役務は、防衛省クラウドシステム（仮称）への移行を想定する、後方支援サービスの情報保全サブサービス（現在、航空自衛隊クラウドシステムにおいて運用）において管理する適格性確認、適性評価等の情報を活用して立入制限の電子化を実施するため、システム化推進における課題の整理、解決策の提案、最適な移行手順、リスク低減策及び移行後の運用体制の確立を検討するとともに、適切な立入制限管理に係るシステムの機能概要及び非機能概要について調査・研究を行い、要件定義書の案及び仕様書の案を得ると共に費用の試算を行うことを目的として実施するものである。

2.2 役務に関する要求

2.2.1 役務期間

契約締結日から令和10年3月31日までの期間とする。

2.2.2 役務実施場所

防衛省市ヶ谷地区（東京都新宿区市谷本村町5-1）、契約相手方の施設内（官側が認めた施設内）及び官側の指定する場所とする。

2.2.3 役務体制

a) 役務体制全般

- 1) 契約相手方は、この業務の履行に際し、実施責任者及び管理責任者を定め、防衛省職員からの質問、検査及び資料の提示等の指示に応じなければならない。修正及び改善要求があった場合には、別途協議の場を設けて対応を決定する。
- 2) 本調査研究役務の実施責任者は、プロジェクトマネジメントやセキュリティが重要なことから、PMP（プロジェクトマネジメント・プロフェッショナル）又は情報処理技術者試験（プロジェクトマネージャ）を取得した後、5年以上の実務経験を有していること。また、防衛省の情報システム整備に関する知識や経験、防衛省の情報セキュリティに関する知識や経験が重要であることから、以下の要件を有すること。
 - ・防衛省の情報システムの要件定義、技術支援（SETA）、調達支援及びプロジェクト管理支援の経験があること。
 - ・防衛省のリスク管理枠組みに関する知識を持ち、リスク管理枠組みの運用に係る支援役務の経験があること。
 - ・防衛省のクラウド整備指針に関する知識を持ち、当該クラウド整備指針を用いた情報システムの要件定義及び技術支援の経験があること。
- 3) 本調査研究役務の管理責任者は、プロジェクトマネジメントやセキュリティが重要なことから、PMP（プロジェクトマネジメント・プロフェッショナル）又は情報処理技術者試験（プロジェクトマネージャ）の資格者であつ

て、3年以上の実務経験を有していること。また、サイバーセキュリティに関する資格は、以下のうち1つ以上有すること。

- ・情報処理安全確保支援士
- ・情報処理技術者試験（情報セキュリティスペシャリスト）
- ・情報処理技術者試験 システム監査技術者
- ・公認情報システム監査人（CISA：Certified Information Systems Auditor）
- ・公認情報セキュリティマネージャー（CISM：Certified Information Security Manager）
- ・C I S S P（Certified Information Systems Security Professional）

上記の他、以下の業務系スキルを具備する者であって、2つ以上の実務経験を有すること。

- ・防衛省の情報システムの要件定義、技術支援（SETA）、調達支援及びプロジェクト管理支援の経験があること。
- ・防衛省のリスク管理枠組みに関する知識を持ち、リスク管理枠組みの運用に係る支援役務の経験があること。
- ・防衛省のクラウド整備指針に関する知識を持ち、当該クラウド整備指針を用いた情報システムの要件定義、技術支援の経験があること。

4) 本調査研究役務の実施要員のうち少なくとも1名は、情報セキュリティに係る以下のいずれかの試験の合格者又は資格の保有者であって、担当専門分野において3年以上の実務経験を有すること。

- ・情報処理安全確保支援士
- ・情報処理技術者試験（情報セキュリティスペシャリスト）
- ・情報処理技術者試験 システム監査技術者
- ・公認情報システム監査人（CISA：Certified Information Systems Auditor）
- ・公認情報セキュリティマネージャー（CISM：Certified Information Security Manager）
- ・C I S S P（Certified Information Systems Security Professional）

5) 本調査研究役務の実施要員のうち少なくとも1名は、以下の業務系スキルを具備する者であって、3年以上の実務経験を有すること。

- ・防衛省の情報セキュリティを考慮したシステム及びネットワークの要件定義、設計並びに構築経験
- ・防衛省の情報システムの調達支援（要件定義、仕様書作成、提案書評価、設計審査等）の経験
- ・防衛省の情報システムの設計、製造、運用等ライフサイクルにわたるプ

プロジェクト管理支援の経験

- ・防衛省の情報システムのセキュリティ基準，セキュリティ・ポリシー等の技術的な規則の作成支援の経験
- ・DII への加入の支援の経験
- ・防衛省の調達手続（予算要求・執行等）に関する業務支援の経験
- ・防衛省等の官公庁の情報システムにおけるプロジェクト管理に従事した経験

6) 本調査研究役務の実施要員のうち少なくとも1名は，以下のIT系スキルを具備する者であって，3年以上の実務経験を有すること。

- ・Solaris, Windows Server, Linux 等，サーバOSに関する知識又はサーバ設計及び設定に関する知識
- ・Oracle Database, Microsoft SQL Server 等のデータベース構築及び運用に関する知識又はデータベースの設計・構築経験
- ・ネットワークの構築及び運用に関する知識又はネットワークの設計・構築経験
- ・標準ガイドラインに関する知識
- ・防衛省の情報セキュリティに関する規則及び対策に関する知識
- ・DII の利用方法に必要な技術的知識

b) 役務実績等

契約相手方は以下の役務実績を有すること。

- ・直近5年以内に官公庁及び独立行政法人を含む公的機関において調査研究又は技術支援を行った実績を有しており，当該調査研究又は技術支援が情報システムに関するものであること。
- ・防衛省の文書管理業務に関連する調査研究又は技術支援を行った実績を有するものであること。
- ・防衛省における適格性確認，適性評価等業務に関連する調査研究又は技術支援を行った実績を有するものであること。
- ・令和7年度を含む過去3年度以内に，防衛省における施設設備等への立入りに関連する調査研究及び工程管理支援を行った実績を有するものであること。

以下の業務を防衛省の契約相手方（再委託を除く。）として履行完了した実績を有すること。

- ・防衛省内の各組織の意見を取り纏めるなどの業務整理や要件整理を含む調査研究や業務支援を行った実績を有するものであること。
- ・防衛省内のシステム要件定義や仕様書作成，技術支援を行った実績を有するものであること。

- ・防衛省のリスク管理枠組みに関する支援役務の実績を持ち、リスク管理枠組みの運用に係る支援役務の実績を有するものであること。

c) 勤務体制

契約の相手方は、官側と調整の上、契約後速やかに本役務に係る業務従事者を記載した体制表を作成し、官側へ提出する。

2.2.1 の役務期間においては、同一人物が役務を実施し、原則として、期間途中での交代は認めない。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではなく、変更の際は、官側の承認を得ること。

2.2.4 役務要件

本役務の実施に当たって次の要件を満たす従事者を確保し、これを変更する場合には事前に官側と協議すること。

- a) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- b) 業務従事者が、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、業績等を有すること。
- c) 業務従事者が日本国籍を有していること。
- d) 上記a)の業務従事者がほかの手持ち業務等との関係において、履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

2.3 役務内容

a) 要件定義書（案）の作成に係る業務支援

本役務を実施するにあたり、立入制限のシステム化を実施するため、システム化推進において解決すべき課題（電子錠の形式の統一化の可能性及び費用対効果並びに臨時に立入制限区域を定める場合におけるシステムを用いた処置を含む。）について業務要件を整理し、官側と合意すること。このため、整備の対象とする電子錠の整備状況、電子錠の種類等を把握・整理する。

この際、契約の相手方は、基本的に必要な要員を官側が準備する事務室に常駐（平日、9時30分から18時15分）させること。主要な結節について、防衛省の各組織に対して説明を行い合意を得るほか、官側の要求に応じて所要の説明を実施すること。関連規則等をわかりやすく明示すること。また、将来において電子錠の設置対象を拡大する可能性を考慮した拡張性を考慮すること。

b) 以下について整理・確認し、官側と合意する。

- 1) システム化対象範囲
- 2) 解決すべき課題

c) 機能要件及び非機能要件の整理

- 1) 機能要件の整理

2.3 a) で整理した課題に対し、以下の内容を検討した上で、本システムに

必要な機能要件を検討し整理すること。なお、整理に際しては航空自衛隊クラウドシステムの保全機能を踏襲する要件と新規に定義する要件を明確化すること。

- ・システムにおいて、電子錠の管理を行うために必要な機能
- ・システムにおいて、適格性確認、適性評価等の状況の登録等を電子錠の管理に接続するために必要な機能
- ・上記の他、システムを維持するために必要な機能として官側と調整して決定した機能

2) 非機能要件の整理

2.3 a)で整理した課題に対し、以下の内容を検討した上で、本システムに必要な非機能要件を検討し整理すること。

- ・システムの各機能の実現方法（機能の実現単位、配置等）
- ・システムの運用方法（実施内容、実施体制等）
- ・システムの保守方法（保守対応時間、保守内容、実施体制等）

d) 防衛省における各組織向け意見招請の実施

整理している要件の内容に対する防衛省の各組織からの意見招請を実施するために意見招請に係る資料作成等の支援を行うと共に意見招請結果の取りまとめ及び検討中の要件定義内容への反映を実施すること。

e) リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策検討支援

情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領及びリスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（通知）に基づき、セキュリティ管理策の導出に係る支援及びセキュリティ管理策への対応方針案を検討すること。

f) 要件定義書（中間案）の作成

2.3 a)及び2.3 c)の検討結果を基に要件定義書（中間案）を作成し、官側の確認後、1部提出すること。この際、既設の電子錠との連携において解消すべき課題の把握を行う。なお、記載要領の詳細は、標準ガイドラインによる。

g) 要件定義書（案）の作成

2.3 a)及び2.3 c)の検討結果を基に要件定義書（案）を作成し、官側の確認後、1部提出すること。また、記載要領の詳細は、標準ガイドラインによる。

h) 調達仕様書（案）の作成

2.3 a), 2.3 b), 2.3 c)及び2.3 d)の検討結果を基に調達仕様書（案）を作成し、官側の確認後、1部提出すること。また、記載要領の詳細は、標準ガイドラインによる。

i) 次期システムの実現方式の検討及び費用の試算

1) 費用の試算

- ・調達仕様書（案）の作成支援

- ・RFI 依頼文書の作成支援
 - ・RFI 実施期間における質疑等の対応支援
 - ・RFI 結果の実現方式にかかる評価・分析
 - ・RFI 結果の費用試算にかかる評価・分析
 - ・調達仕様書（案）へのRFI 結果の反映検討及び反映支援
 - ・費用試算書の取りまとめ
- 2) 実現方針の検討
- ・機能要件の実現方針の検討
 - ・非機能要件の実現方針の検討
- 3) 実現方針の整理
- ・業務の実現方針の整理
 - ・機能要件の実現方針の整理
 - ・非機能要件の実現方針の整理
- 4) 実現方針の課題の整理
- ・業務の実現方針の課題の整理
 - ・機能要件の実現方針の課題の整理
 - ・非機能要件の実現方針の課題の整理
- 5) システム移行に係る課題の整理・提言
- ・システムへの移行に係る全体的な課題の整理
 - ・システムへの移行に係る全体的な課題に関する提言等
- j) 規則改正検討支援
- 2.3 a) 3)の結果から、適格性確認、適性評価等のデジタル化後の業務フローと現行規則に基づく業務フローを比較して規則の改正を要する部分を抽出すること。
- k) 報告書の作成
- 本役務の成果として報告書を作成し、官側に提出すること。
- 1) その他、官側及び契約相手方双方が必要と判断した事項

2.4 役務の要領

2.4.1 実施計画書の作成

契約相手方は、本役務を実施するために必要な作業を洗い出し、契約後速やかに、次の事項を記載した実施計画書を作成し、要求元の承認を受けるものとする。

- a) 役務の細部項目
- b) 役務の実施要領

2.4.2 役務の実施

実施計画書に基づき、2.3 の役務を実施し、調査結果等を提出するものとする。

2.4.3 役務状況の報告等

本役務の状況について、平日1回2時間/週を基準とし、官側（要求元）への

状況報告を行うものとする。

3 提出書類

契約相手方は、表1に示す提出書類を提出し、要求元の承認を得るものとする。

表1－提出書類

書類の名称	部数	提出期限	備考
実施計画書	各1	契約後速やかに	電子媒体
業務従事者名簿		契約後速やかに及び必要の都度	
第三者従事届		必要の都度	

※契約相手方が準備した電子媒体については、CD-R等に格納し、又は、電子メールで提出すること。

4 納入品

納入品は、表2のとおりとする。

表2－納入品

納入品	部数	納入期限	備考
要件定義書（中間案）	1	令和9年3月31日	電子媒体
要件定義書（案）	各1	令和10年3月31日	
報告書			
仕様書（案）			
費用試算書	1	令和9年7月31日	

※契約相手方が準備した電子媒体については、CD-R等に格納し、又は、電子メールで提出すること。

5 納入場所

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1
防衛省防衛政策局調査課

6 検収

支出負担行為担当官及び防衛政策局調査課支出負担行為担当官補助者（以下「支出負担行為担当官等」という。）が行う。

7 入札制限

標準ガイドラインに基づき、調達の実行性及び公正性を確保するため、本役務の契約相手方は、本役務で策定された「要件定義書（案）」に基づき実施される

情報システムの設計・開発及び保守に係る役務の入札に参加することはできないものとする。

8 情報保全

8.1 守秘義務

契約相手方は、この業務の履行に当たり知り得た事項について守秘義務を負い、その効力は契約終了後も継続するものとする。

8.2 情報保全に係る体制の確保

契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制をとること。
- b) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

8.3 保護情報

契約相手方は、本役務の履行に当たって、以下の事項について遵守すること。

- a) 保護すべき情報の細部については、表3のとおりとする。

表3－保護情報

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項

1	防衛省・自衛隊内で使用する情報システムの情報	設計図, システム構成図, ネットワーク構成図, IPアドレス及びアカウント情報	○ 開発・試験・移行段階等においても保護すべき情報が類推される場合は保護の対象とする。
2	セキュリティ仕様	ファイアウォール設定値, セキュリティパッチ適用状況及び管理者パスワード	○ 官側との調整時, 提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。
3	「対外厳秘」, 「注意」及び「部内限り」が記載された情報	—	

8.4 情報の取扱い

本役務の実施に当たり, 契約の相手方(下請負者, 再委託先等を含む。)は, 契約物(寄託品を含む。)について, 情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク(未発見の意図せざる脆弱性を除く。)が潜在すると知り, 又は知り得べきソースコード, プログラム, 電子部品, 機器等の埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更を行わず, かつ, そのために必要な相応の管理を行うものとする。

9 その他の指示

9.1 貸付品

契約相手方は, 役務の実施に必要な官側の保有する資料等について, 要求元と細部を協議の上, 無償で貸付け又は閲覧することができる。

9.2 官側の支援

契約相手方は, 役務の実施に当たり官側の支援を必要とする場合には, 官側と調整の上, 次の事項について無償で支援を受けることができる。

- a) 現地調査を実施する際の諸調整
- b) 事務室, 水, 電気, 端末及び内線電話の使用
- c) その他, 官側が必要と認めた事項

9.3 所有権及び著作権

- a) 本調整支援等によって作成した書面(電子媒体を含む。)その他類似の派生物については, 所有権及び著作権は, 国に帰属するものとする。ただし, 契約相手方が本調整支援等の以前から所有している著作権及び第三者の所有している著作権については, この限りではない。
- b) 第三者が権利を有する著作物を使用する場合は, その著作権その他の権利を侵害しないことを確認すること。

9.4 役務に従事する者の申請

契約相手方は, 本調整支援等に従事する者について, 業務関係者名簿を契約後速やかに作成し, 支出負担行為担当官等に提出し, 承認を得るものとする。本調整支援等に従事する者の追加, 変更等が生じた場合には, 遅滞なく支出負担行為

担当官等の承認を得るものとする。

9.5 第三者の従事

契約相手方は、本契約の履行に当たり、第三者を従事させる必要がある場合には、あらかじめ当該第三者の事業者名等を届け出なければならない。

9.6 立入禁止場所等への立入

各機関等の長が定めた立入禁止場所に立ち入る場合は、各機関等の立入手続に従い、実施するものとする。

9.7 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の遵守

調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和8年2月3日閣議決定）の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

9.8 疑義事項

本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官等と協議し、その指示に従うものとする。

別記様式第1（第2項関係）

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号																					
	調 達 要 求 番 号																					
	調 達 要 求 年 月 日																					
	作 成 部 課	防衛政策局調査課																				
	作 成 年 月	令和8年1月29日																				
品 名	情報保全業務の効率化に係る調査研究役務（その2）																					
仕 様 書 番 号																						
<p>1 保護すべき情報の管理</p> <p>契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。</p> <p>2 保護すべき情報として指定された情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>保護すべき情報</th> <th>保護すべき情報の詳細</th> <th>企業で取り扱う際の留意事項</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>防衛省・自衛隊内で使用する情報システムの情報</td> <td>設計図、システム構成図、ネットワーク構成図、IPアドレス及びアカウント情報</td> <td>○ 開発・試験・移行段階等においても保護すべき情報が類推される場合は保護の対象とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>セキュリティ仕様</td> <td>ファイアウォール設定値、セキュリティパッチ適用状況及び管理者パスワード</td> <td>○ 官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>「対外厳秘」、「注意」及び「部内限り」が記載された情報</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 特記事項 なし</p>			項番	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考	1	防衛省・自衛隊内で使用する情報システムの情報	設計図、システム構成図、ネットワーク構成図、IPアドレス及びアカウント情報	○ 開発・試験・移行段階等においても保護すべき情報が類推される場合は保護の対象とする。		2	セキュリティ仕様	ファイアウォール設定値、セキュリティパッチ適用状況及び管理者パスワード	○ 官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。		3	「対外厳秘」、「注意」及び「部内限り」が記載された情報	—		
項番	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考																		
1	防衛省・自衛隊内で使用する情報システムの情報	設計図、システム構成図、ネットワーク構成図、IPアドレス及びアカウント情報	○ 開発・試験・移行段階等においても保護すべき情報が類推される場合は保護の対象とする。																			
2	セキュリティ仕様	ファイアウォール設定値、セキュリティパッチ適用状況及び管理者パスワード	○ 官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。																			
3	「対外厳秘」、「注意」及び「部内限り」が記載された情報	—																				